

## 沖縄市雇用促進等施設個別施設計画策定業務委託 に係るプロポーザル実施要領

### 1. 件 名

沖縄市雇用促進等施設個別施設計画策定業務委託（以下、「本業務」という。）

### 2. 業務概要

#### (1) 目的

沖縄市（以下、「本市」という。）では、ICT（情報通信）産業の集積、新たな雇用機会の創出、地域の活性化等を推進してきた。沖縄市雇用促進等施設（以下、「本施設」という。）は、その具体的な取り組みの一つとして、情報通信関連産業の立地、雇用の促進、創業者の育成等を図ることを目的に、雇用機会の創出並びに就労相談及び創業に関する支援を行う場所として、平成9年竣工の商業施設を再整備して設置したもので、現在、築28年となり老朽化が進行している。

また、雇用環境が大きく変化するなかで、施設の利用需要の変化も予想されることから、本施設の老朽化状況や運営状況を網羅的に把握し、長期的な視点に立って財政負担の軽減や更新費用の平準化を図るために、施設等の更新・統廃合・長寿命化などを検討することが重要である。

本市では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針等として、「沖縄市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定しており、本業務は、総合管理計画に基づき、本施設の具体的な方針等を定める計画として、「個別施設計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

(2) 内 容 別添「概要仕様書」に記載されている事項を全て満たしたうえで提案を行うものとする。

(3) 期 間 契約締結日の翌日 から 令和8年2月27日まで（予定）

(4) 実施形式 標準型プロポーザル（公募）  
（書類審査及びプレゼンテーション）

(5) 提案書類 後述「7.」及び「8.」に示す通り

### 3. 提案上限額

41,730,000円（消費税等相当額含む）

※提案内容には、本業務その他の目的の達成に必要な経費一式を含むものとする。

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

#### 4. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。企業体等として参加する場合は、公告日から業務期間までの間、下記（１）～（６）及び（９）を構成員すべてが満たすものとし、（７）を構成員のいずれかが満たすものとする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- （２）公告日から契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。
- （３）法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- （４）会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- （５）破産法（平成16年法第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。
- （６）参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
- （７）過去5年以内（令和2年度以降）に元請けとして、地方公共団体の長寿命化計画（個別施設計画）策定業務の完了実績を有すること。  
※企業体として参加する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。
- （８）受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者が、別添「概要仕様書」第2章1～3の有資格者等であること。
- （９）その他本業務を確実に遂行できること。

#### 5. スケジュール

- |                       |                                 |
|-----------------------|---------------------------------|
| （１）公募期間（資料配布期間）       | 令和 7年 6月20日（金）～令和 7年 7月10日（木）正午 |
| （２）質問書の受付期間           | 令和 7年 6月20日（金）～令和 7年 6月30日（月）正午 |
| （３）質問書に対する回答          | 令和 7年 7月 7日（月）※本市HPにて回答予定       |
| （４）一次審査（書類審査）         | 令和 7年 7月11日（金）※予定               |
| （５）一次審査結果の通知          | 令和 7年 7月15日（火）※予定               |
| （６）二次審査（プレゼンテーションの実施） | 令和 7年 7月18日（金）※予定               |
| （７）最終結果通知             | 令和 7年 7月下旬 ※予定                  |
| （８）契約締結               | 令和 7年 7月下旬 ※予定                  |

#### 6. 質問書の受付及び回答

- （１）プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、質問書（様式第3号）に質問内容を簡潔にまとめ、以下のとおり電子メール（ワード）で提出すること。

【質問受付期間】 令和 7年 6月20日（金）～令和 7年 6月30日（月）正午必着

【送付先アドレス】 [koyoukigyousa53@city.okinawa.lg.jp](mailto:koyoukigyousa53@city.okinawa.lg.jp)

- （２）質問に対する回答は、本市ホームページにて回答する。

※令和 7年 7月 7日（月）予定

## 7. 参加申請書及び技術提案書類・提出部数

### (1) 参加申請書等・原本1部、副本1部

- ア. 参加申請書（様式第1号）
- イ. 各種法人税等を滞納していないことが証明できる書類（直近のもの）
- ウ. 資本金を証明できる書類（直近のもの）
- エ. 会社パンフレット等
- オ. 業務参考見積（税込）（様式第4号）
- カ. 企業体等として応募する場合は、協定書（様式任意）
- キ. 業務分担表又は組織図（様式任意）

※資格者については、資格書の写し等を添付すること。

### (2) 技術提案書（様式第2号 1～9）・原本1部、副本7部

※業務実績については、証明する契約書の写し等を添付すること。

## 8. 提出書類の提出方法

### (1) 提出方法： 持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

#### 【提出先】

沖縄市役所 経済文化部 企業誘致課

担当 喜納、西銘

（所在地）〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

（電話番号）098-939-1212（内線3242、3244）

### (2) 受付期間 令和 7年 6月20日（金）～令和 7年 7月10日（木）正午必着

## 9. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する選定委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

### (1) 一次審査（書類審査）

提出書類を下記10（1）に示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、応募者多数の場合は、上位3者程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、選考された者のみ、二次審査を実施する旨通知する。

### (2) 二次審査（プレゼンテーションによる審査）

一次審査により選考された者により、技術提案についてプレゼンテーションを実施し、下記10（2）に示す評価基準に基づき審査を行い、一次審査及び二次審査の各委員の合計点により、最も優れている事業者を選定する。

### (3) 選定結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査を実施するものとし、評価の結果、一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、契約候補者として選定しない。

## 10. 評価基準

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

### (1) 一次審査 (30点満点)

- ①企業能力 (企業信頼度、業務実績、実施体制、地理的条件) 20点
- ②担当者能力 (業務実績、地域精通度) 10点

### (2) 二次審査 (70点満点)

別添「概要仕様書」に示す業務内容について、業務実施方針や具体的かつ効果的で実現性のある提案となっているかどうか、プレゼンテーションを通して総合的に審査を行う。

評価項目	評価の視点
業務の理解度	本事業の趣旨や内容、委託業務の方針等を踏まえ、それに基づいた提案がされているか。
課題対応	委託業務の運営にあたり、発生する問題やリスクが具体的に検討され、安定的な運営の維持に向けた提案がされているか。
実施工程	業務の実現性が確保された適切なスケジュールとなっているか。
実態把握	実態を把握するための調査方法が、対象施設の課題整理をするにあたって、信頼性のある提案となっているか。
個別施設診断・評価	対象施設の施設規模を踏まえ、本業務における施設の残存年数等を評価するための手法(項目や数量等含む)と基準について、信頼性のある提案となっているか。
その他	その他、概要仕様書に記載のない独自の提案について、本市にとって有意義な提案となっているか。

## 11. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 提案内容の見積書の額が提案上限額を超えたもの
- (3) 技術提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 技術提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (6) 提案書等の提出期限後に提案内容の見積書の金額に訂正を行ったもの
- (7) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの

## 12. 契約に関する事項

### (1) 契約候補者の特定

本市は、選定委員会が選定した者を、本業務契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ①候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当する

こととなったとき

- ②候補者が、本市から指名停止を受けることとなったとき
- ③候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④候補者が本業務契約の締結を辞退したとき
- ⑤その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 契約金額

契約金額は、本市の定める本業務契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①業務内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行うものとする。
- ②業務実施体制に記載した配置予定者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

### 1 3. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類の返却は行わない。なお、書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 沖縄市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の公開とする。
- (5) 契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、本市と協議のうえ進めていくものとし、提案内容の実施を保証するものではない。
- (6) 検討すべき事項が発生した場合は、本市と別途協議を行うものとする。
- (7) 提出書類については、本市に帰属する。なお、その内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべてプロポーザル参加者が負うものとする。
- (8) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあたって、以下の書類の提出を求めるものとする。
  - ①法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
  - ②商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
  - ③商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
  - ④財務諸表（法人及び個人）
  - ⑤滞納のない証明書
    - ア）法人にあつては市町村税、法人税、消費税及び地方消費税

イ) 個人にあつては市町村税、所得税、消費税及び地方消費税  
なお、上記書類について不備があつた場合は、次点者を契約候補者として再特定する  
ものとする。